

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農業振興課 (指定管理者：大山観光開発株式会社) (指定管理施設：大山農山村交流センター)
指 摘	大山農山村交流センターの開館時間と休館日について、富山市大山農山村交流センター条例では、開館時間は午前8時30分から午後4時まで、休館日は月曜日及び休日の翌日とされ、指定管理者は、特に必要があると認められるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる定められているが、予約のない場合は市長の承認を得ずに休館していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和5年10月に指定管理者である大山観光開発株式会社に対し、臨時休館と する必要がある場合は市長の承認を受けるよう指導を行いました。